

保育業務の総合的な見直しについて

1 現状

市では、これまで保育サービスの拡充や待機児童の解消のため多くの財源を投入し、保育行政の維持・向上に努めてきた。現下の経済状況や就労形態の変化を考えると、保護者が求める保育サービスも多様化の傾向にあることから、今後も保育所への入所希望者は増加することが見込まれ、時代の変遷とともに子育て環境が大きく変化する中で、子どもや家庭への支援施策の充実が求められている。

しかし、市の財政状況は、現下の社会経済情勢から大幅な市税収入の減少や社会保障関連経費等の増加要因が重なり、財政調整基金の枯渇も目前に迫るなど、危機的な財政運営が続いており、さらに、国の三位一体の改革により平成18年度以降公立保育所の運営費の全て（施設整備費含む。）は、交付税による一般財源化されたこともあり、限られた財源の中で、待機児童の解消をはじめ保育サービスの充実、施設の改修等を行っていくためには、保育施策の総合的な見直しは急務となっている。

2 課題

(1) 待機児童の解消に向けた取組

待機児童の解消を図るための施策として、市では、これまで既存認可保育所の定員拡充、年齢別定員の見直し、定員の弾力的運用、民間認可保育所の新設、認証保育所の新設、既存認証保育所の定員拡充、定員拡充を図った上での保育所の認証保育所への移行、家庭福祉員の増員等の事業に多額の経費を投入（資料「平成11年度～25年度における決算（予算）額」参照）してきたところである。しかし、平成25年4月1日現在の待機児童数は、新定義で188人（そのうち、0歳児から2歳児までが157人（83.5%））となり、今後も保育所への入所希望者は増加することが予想されることから、待機児童解消は早急に対策を講じなければならない喫緊の課題である。

平成24年度待機児童解消方針にも掲げているところであるが、平成26年4月1日を目途にJR中央線高架下を利用し、適正な規模の保育施設の新設を予定しており、さらに新たな待機児童解消施策を展開する必要もあることから、今後、恒常的な財政負担が生じてくることは明らかである。また、市民ニーズの高い延長保育の更なる延長、休日保育の実施、障害児受入枠の拡大など、多様化する保

育ニーズに対応するには、現状の正規職員による対応では限界があり、ましてや雇用期限のある非常勤嘱託職員での対応では正規職員の負担も大きくなり、現状の保育の質を維持することも困難となる可能性がある。

(2) 子育てに係る多様な市民ニーズの充足に向けた取組

すべての子育て家庭への支援策として、保育施設を利用していない保護者の育児疲れ、社会的理由等による保育に対するニーズに対して、一時保育サービスの拡充も急務となっている。現状では、予算上の問題や体制上の問題から十分に対応できているとは言い難い。

また、心身の発達において特別な配慮が必要な子どもや要保護児童・要支援家庭の支援、また、アレルギーをもつ子どもたちの保育、さらに休日保育や延長保育の更なる延長についても、早期の対応が求められることが予想される場所であるが、前述と同様、十分に対応できているとは言い難い。

少子化による就学前の児童数は減少することが予想されるが、都市部においては待機児童が大きな問題となっており、今後も引き続き保育需要の増加が見込まれる中で、現状では対応が困難となっている。

(3) 老朽化する保育施設の維持・管理に係る取組

小金井市施設白書（平成23年3月）によると、公立保育所においては、けやき保育園（平成25年10月改築予定）1施設が老朽化、3施設がバリアフリー・環境対応について指摘を受けている。今後、各所の老朽化による修繕、改修等の増加が予想されることから、計画的な大規模改修等の対策を実施する必要性があり、多額の経費が必要となることが予想されるが、公立保育所の運営費の全て（施設整備費含む。）が交付税による一般財源化されたこともあり、対応が非常に厳しい状況となっている。

(4) 保育制度の変更にに向けた新たな取組み

子ども子育て関連法が平成27年度から本格施行されることが想定される中、子ども子育てに関連する財源の確保等が求められている。

現在、区市町村の事業として個々に実施されている小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業については、平成27年4月から子ども子育て新システムの下で新たに創設される地域型保育給付として位置付けられ、一体的に整備することが必要となってくる。これは、都市部の待機児童対策として待機児童が都市部に集中していること、及び待機児童の大半が3歳未満児であることから、都市部でも比較的設置が容易で、かつ3歳未満児に重点を置いた小規模な保育施設を拡充することにより、待機児童問題の改善を図ろうという意図である。さらに、地域型保育給付の対象となる小規模な保育施設に対しては、3歳以上児の学校教育、保育等を行う認定こども園や幼稚園、保育所が

連携を行うことも計画されており、小規模な保育施設の新設がされやすい環境を構築することとしており、市は、こうした量的拡充を図る必要がある一方で保育の質の確保する必要があることから、地域型保育給付の対象となる施設の認可について、子育て新制度では、客観的な認可の基準を設け、市がその基準に照らし合わせて認可を行うこととなる。現時点で示されている新たな施策の準備、対応等も課題となっており、平成25年度予算においては、子育て支援課においてニーズ調査に係る予算を確保し、事業計画の策定に向けた準備を進めることとなり、今後、引き続き同法に係る情報収集に努め、施策の展開を図っていく必要がある。

3 課題解決に向けた対応（「のびゆくこどもプラン 小金井」から抜粋）

前項で述べた課題を解決するための具体的に推進する事業として、子育て支援に関する「のびゆくこどもプラン 小金井」に掲げられる事業内容は、以下のとおりであるが、前述のとおり市の財政状況は厳しさを増しており、このままでは、新たな行政需要に对应していくことが困難になるばかりか、現在の市民サービスの縮小、低下を招く事態も予想されるところとなっている。

事業名称	対象	事業の内容	目標値・実施内容 (平成22～26年度)
保育所・学童保育所等施設の開放	子どもと保護者、子育てグループ	公立保育所での日曜日園庭開放、学童保育所での施設開放(午前中)、民間保育所への施設開放の働きかけを行う。	保育課／検討(日曜以外は継続)
子育てひろば事業	子どもと保護者	保育所での電話相談や園庭開放、園行事への参加など。また、児童館を利用し、ボランティアによる保育サポートや、子育て相談員を配置した子育てひろば事業を行う。	保育課／継続
施設ボランティアの養成	市民	保育所や学童保育所、児童館などで、遊びや施設管理を行う市民ボランティアを養成する。	保育課／未定
認可保育所での保育事業	0歳～就学前の子ども	保育を必要とする就学前の子どもの保育。定員枠や保育形態の見直しを検討する。また、保育環境の充実に努める。	推進
夜間保育、休日保育、長時間延長保育	1歳～就学前の子ども	ファミリーサポート事業や、NPOとの連携を図りながら延長保育の再延長や夜間保育、日曜日や祝日などの休日の保育事業を検討	未定(休日保育、長時間保育は平成24年度までに検討)

病児・病後児保育	1歳～就学前の子ども	児童が病中又は病気回復期にあり、集団保育が困難な場合、保育所・医療機関などで保育を行う。	体調不良児対応型及び病児・病後児対応型の検討
認可保育所での障害児保育	障害のある子ども	公立保育所および民間保育所の全園で受け入れ可能な障害児の保育を行う。	拡充を検討
保育所、幼稚園での障害児巡回指導	障害のある子ども	認可保育所で、医師や機能訓練、言語訓練の専門家による巡回相談や指導。幼稚園、民間保育所においても検討する。	拡充
認可保育所での特定保育及び緊急・一時預かり	0歳～就学前の子ども	保護者の入院や育児疲れ、短期間・短時間の就労などで子どもの保育を必要とした場合、認可保育所で特定保育及び一時預かりを行う。定員の拡充、実施園の拡充、保育時間の延長を検討する。	拡充を検討
障害児の緊急・一時預かり	障害のある子ども	保護者の病気などで障害のある子どもの保育を必要とした場合、一時預かりを行う。	検討
子どもの発達相談と福祉サービスの充実	発達の心配のある子ども(18歳未満)と保護者	ひとりひとりの子どもの特徴に沿った発達を支援するために、障害の早期発見と療育ができる体制整備や発達支援等の相談機能の充実を図ります。	発達相談ネットワークの充実
幼稚園、保育所、小中学校の交流と連携	子どもと保護者	幼稚園、保育所、小学校、中学校および社会教育機関等が連携し、子どもの健全育成を図る。また、子どもの問題を話し合う情報交換会を開催する。	保育課／検討
食育の推進	子どもと保護者	子どもの発達段階に応じた食に関する情報提供など、食育に関する支援を行う。また、食育推進会議や食育推進検討委員会を開催し、事業の円滑な推進を実施する。	保育課／継続
異年齢交流	市民	小・中・高校生が乳幼児とのふれあいを通じて、社会体験学習と育児感覚を身につけたり、子どもが地域の親、高齢者と交流できる場を設ける。	保育課／継続
保育・教育関係者、子育て支援関係者の各種研	保育・教育関係者、子	子どもに関わる保育、教育関係者、子育て支援関係者に対し、各種研修や体験学習の機	保育課／継続

修	育て支援関係者	会を設ける。	
男女の協力による子育ての推進	子どもと保護者	男性の育児・子育て参加を促進し、親子のふれあいをとおして、ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画社会の実現を目指す。	保育課／プレママ・プレパパ事業の充実

4 公立保育所の果たしていくべき役割

保育園業務は、将来にわたって現行の保育サービスを維持しながら待機児童の解消や、保育所を利用せずに在宅で子育てをしている保護者の一時保育の要望等にも適切に対応しつつ、ますます多様化する市民ニーズにも的確に応えていく必要がある。現下の財政状況で更に子育て施策を充実していくためには、公民の役割分担を見直し、以下のとおり公立保育所として果たすべき役割を位置づけていくべきと考えらる。

(1) 特別に配慮が必要な児童等への積極的な対応

今後、増加が予想される心身の発達において特別な配慮が必要な子どもや要保護児童・要支援家庭の支援、また、アレルギーをもつ子どもたちの保育について庁内の各関係機関や庁外の行政機関、地域等との連携が比較的容易であるという公立保育所の特性を活用し、公立保育所が積極的な役割を果たす。

(2) 地域との連携

公立の保育所であるという特長を活かし、民間保育所との連携を深め、地域における子育て支援の拠点としての役割を担う。

5 運営方式の見直し

前述したような課題を解決し、公立保育所として果たしていくべき役割を担っていくためには、民間・公立の役割をそれぞれ分担し、効率よく保育施策を推進していく必要がある。

今後、保護者、職員等を構成員とした運営協議会を設置し、公立保育所として保育の質を維持向上させながら役割の検証を行い、保育サービスの向上の要望に応えていくために、今後の子ども施策にかかる費用等を考慮し、運営形態の見直しを行うこととする。

また、公立保育所の運営形態の見直し後、一定期間を経過した時点で当該運営協議会による保育内容等の検証を行うこととし、その運営が所期の目的を達成していると確認できた際には、当該保育所を民設民営に移行する。なお、その後の民設民営化によって生ずる財政効果は、子育て施策の充実に充てるものとする。

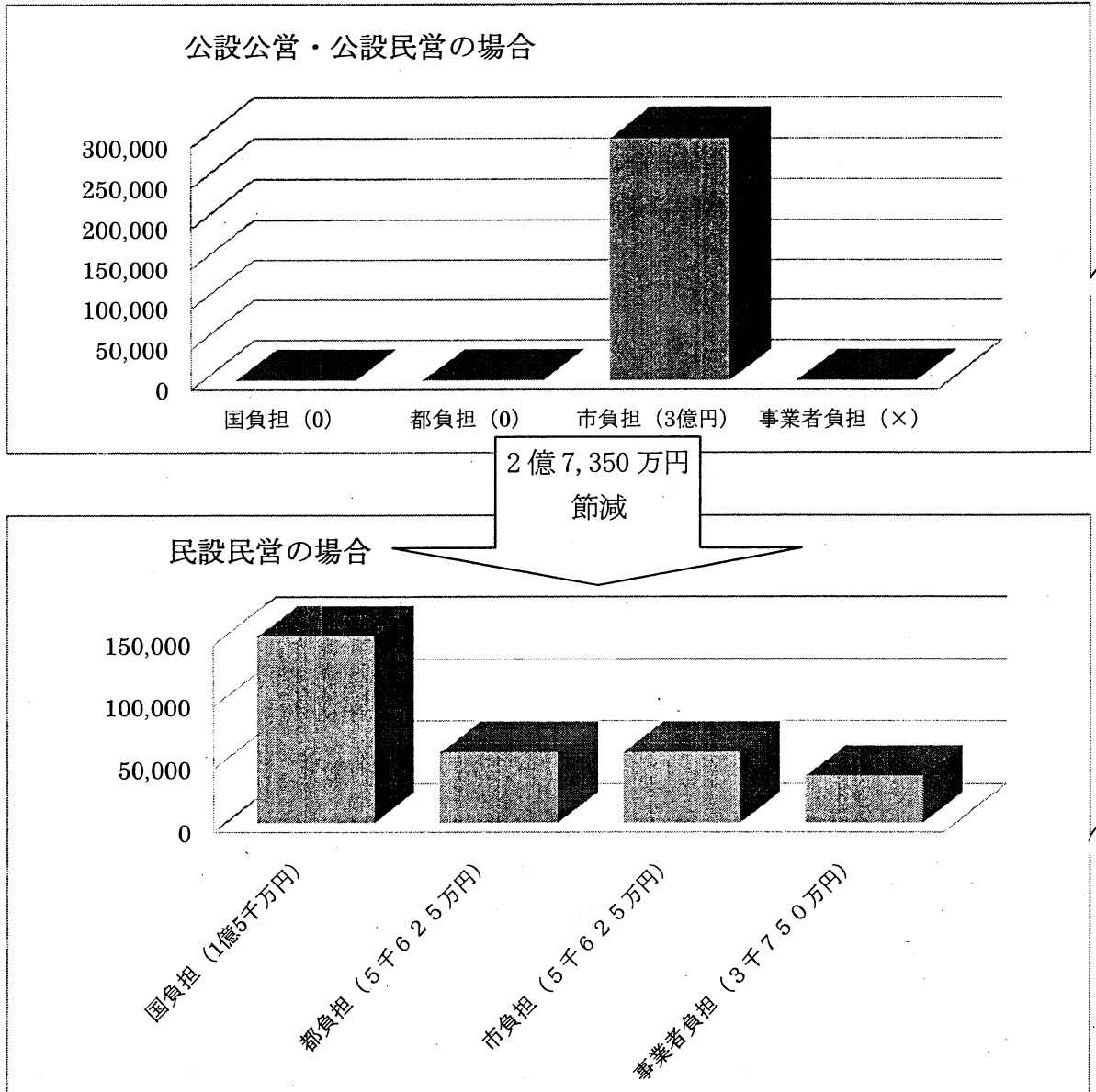
6 財政効果

(1) 認可保育園における1人当たりコスト公民比較

(7ページ参照)

(2) 建設費負担割合(建設費3億円と仮定)

施設の建替えに当たって、国の補助(8/16)、都の補助(3/16)が見込める。



認可保育園における1人当たりコスト公民比較

	市一般財源	保護者負担金	国庫負担金	国庫補助金	都費負担金	都補助金	その他	年額
公立保育園	1,264,941	216,835	0	4,945	0	220,229	10,659	1,717,609 円
私立保育園	669,704	214,598	248,107	7,642	124,054	263,889	0	1,527,994 円

公立保育園	市一般財源, 1,264,941		国庫補助金, 4,945		保護者負担金, 216,835		都補助金, 220,229		1人当たりの年額 1,717,609円
							その他, 10,659		
私立保育園	市一般財源, 669,704		国庫負担金, 248,107		都費負担金, 124,054		都補助金, 263,889		1人当たりの年額 1,527,994円
			国庫補助金, 7,642						

スケジュール(案)

年度	月	実施内容	備考	
平成25年度	6月	分権協・拡大事務折衝		
	7月	拡大事務折衝		
	8月	↓		
	9月		(仮称)運営協議会設置	要綱設置
	10月			
	11月		週1回ないし2回開催	
	12月			
	1月			
	2月			
	3月	組合と基本合意	保護者等説明会	
	平成26年度	4月	予算提案準備	
		5月	↓	
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月		予算提案・議決	保育園新規申込開始	平成27年度入所者対象
1月		事業者公募準備(※)	↓	
2月				
3月		事業者選考・決定・公表(※)	新規入所決定	
平成27年度	4月	新しい運営方式開始(※)		引継ぎは、別途協議
	5月	↓		
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
2月				
3月				

※委託の場合